	調	書(決定)
事件の表示	令和2年(受)	第 3 9 3 号
決 定 日	令 和 2 年 6	月 2 6 日
裁 判 所	最高裁判所第	二小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	三 浦 菅 野 草 野 岡 村	守 博 之 耕 一 和 美
当 事 者 等	申 立 人 同訴訟代理人弁護士 相 手 方 同代表者知事	 堀 敏 明 ほか 東 京 都
原判決の表示	東京高等裁判所平成31年 11月14日判決)	F(ネ) 第1348号(令和元年

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年6月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 大 野 美也子(

